

大阪広域環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会設置条例

平成27年 2月20日 条例第48号

最終改正：令和元年 7月23日

(設置)

第1条 廃棄物処理施設の建設および改良ならびにその関連施設の技術的・経済的事項等を調査審議するために、大阪広域環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会を置く。

(委任)

第2条 第1条に規定する委員会の組織、運営その他委員会に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 7月23日 条例第1号)

この条例は、令和元年10月 1日から施行する。